

## 別表十六（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人の減価償却資産につき、旧定額法（令第48条第1項第1号イ(1)（減価償却資産の償却の方法）に規定する旧定額法をいいます。）又は定額法（令第48条の2第1項第1号イ(1)（減価償却資産の償却の方法）に規定する定額法をいいます。）により当該減価償却資産の償却限度額（法第31条第1項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による減価償却資産の償却費として損金の額に算入する金額の限度額をいいます。）その他償却費の計算を行う場合に記載します。この場合において、措置法第52条の2第1項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）（震災特例法第18条の5第1項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に規定する特別償却に関する規定（以下1及び11(1)において「特別償却に関する規定」といいます。）の適用を受けるときは、当該特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載して添付します。
- 2 「種類1」、「構造2」及び「細目3」の各欄は、減価償却資産の耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載します。
- 3 「事業の用に供した年月5」の欄は、当該事業年度の中途において事業の用に供した年月を記載します。
- 4 当該事業年度以前の各事業年度において令第57条第1項（耐用年数の短縮）の承認を受けた減価償却資産（平成23年4月1日以後に開始する事業年度において平成23年6月改正令の施行の日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限ります。）については、その承認を受けた日の属する事業年度の別表十六（一）「9」の金額から同表「16」の金額を控除した金額を「差引取得価額9」の欄の上段に内書として記載します。この場合において、「旧定額法の償却額計算の基礎となる金額19」及び「定額法の償却額計算の基礎となる金額25」の各欄の記載に当たっては、その内書きした金額を「9」から控除して計算します。
- 5 「差引取得価額×5%18」の欄は、有形減価償却資産についてのみ記載します。
- 6 減価償却資産が生物である場合には、「平成19年3月31日以前取得分」の各欄中「(16)>(18)の場合」とあるのは「(16)>(17)の場合」と、「(21)+(22)又は(16)-(18)」とあるのは「(21)+(22)又は(16)-(17)」と、「(16)≤(18)の場合」とあるのは「(16)≤(17)の場合」と、「(18-1円)×( /60)」とあるのは「(17-1円)×( /60)」として記載します。
- 7 「増加償却額22」及び「増加償却額28」の各欄の括弧の中には、令第60条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）に規定する増加償却割合を記載します。
- 8 「計23」の欄（6の規定により読み替えて記載する場合を含みます。）は、「合計16」の金額から「算出償却額21」の金額と「増加償却額22」の金額との合計額を控除した金額が「差引取得価額×5%18」の金額を超える場合には「又は(16)-(18)」を消し、その他の場合には「(21)+(22)又は」を消します。
- 9 「算出償却額24」の欄（6の規定により読み替えて記載する場合を含みます。）の記載については、次によります。
  - (1) 分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載します。
  - (2) その金額が「合計16」の金額から1円を控除した金額を超えることとなる場合には、その超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載します。
- 10 「計29」の欄は、その金額が「合計16」の金額から1円を控除した金額を超えることとなる場合には、その超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載します。
- 11 「当期分の償却限度額」の各欄の記載については、次によります。
  - (1) 「租税特別措置法適用条項31」の欄は、特別償却に関する規定の適用を受ける場合にその条項を記

- 載し、同欄の括弧の中には、当該特別償却に関する規定に係る特別償却割合（特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額の計算の基礎となるその特別償却に関する規定に規定する取得価額、基準取得価額又は普通償却限度額に乗ずる割合をいいます。）を記載します。なお、当該特別償却に関する規定が震災特例法の規定である場合には、同欄中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載します。
- (2) 「特別償却限度額32」の欄の外書には、措置法第52条の3（準備金方式による特別償却）の規定の適用を受ける場合にその金額を記載します。
- (3) 「特別償却限度額32」及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額33」の各欄は、当該各欄の合計額（(4)の規定により「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額33」の欄に内書きすることとなる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）が「合計16」の金額から「計29」の金額及び1円を控除した金額を超えることとなる場合には、当該合計額からその超えることとなる部分の金額を控除した金額を当該各欄に記載する金額の合計額の限度として記載します。
- (4) 当該事業年度において「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額33」の欄に金額の記載がある減価償却資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合（次に掲げる場合に該当する場合をいいます。）には、当該減価償却資産の同欄の金額の基となる措置法第52条の2第2項に規定する特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度又は同条第5項に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の適格合併等の日（同項に規定する適格合併等の日をいいます。）の属する事業年度の別表十六（一）「32」の金額に不足額調整割合（次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいいます。）を乗じて計算した金額を同欄の上段に内書として記載します。この場合において、「合計34」及び「翌期に繰り越すべき特別償却不足額42」の各欄の記載に当たっては、その内書きした金額を「33」から控除して計算します。
- イ 別表十三（一）「11」の欄に金額の記載がある場合 同表「9」の金額のうちに同表「15」の金額の占める割合
- ロ 別表十三（一）「33」の欄に金額の記載がある場合 同表「29」の金額のうちに同表「37」の金額の占める割合
- ハ 別表十三（一）「45」の欄に金額の記載がある場合 同表「41」の金額のうちに同表「49」の金額の占める割合
- ニ 別表十三（二）「20」の欄に金額の記載がある場合 同表「15」の金額のうちに同表「26」の金額の占める割合
- 12 令第63条第2項（減価償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合の同項に規定する合計額を記載した書類又は第27条の14後段（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）の規定の適用を受ける場合の同条に規定する合計した金額を記載した書類には、「2」から「6」まで、「10」から「12」まで、「14」、「15」、「17」、「18」、「20」、「26」、「45」及び「46」の各欄の記載はしません。
- 13 法第31条第5項に規定する減価償却資産に該当するものに同項に規定する満たない部分の金額（以下この記載要領において「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、当該帳簿記載等差額を「前期からの繰越額38」の欄の上段に外書として記載します。この場合において、「39」から「41」までの各欄の記載に当たっては、「38」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算します。
- 14 当該事業年度前の各事業年度において期末評価換え等（令第48条第5項第3号に規定する評価換え等（以下この記載要領において「評価換え等」といいます。）のうち、同項第4号に規定する期中評価換え等（以下この記載要領において「期中評価換え等」といいます。）以外のものをいいます。）が行われた減

償却資産又は当該事業年度以前の各事業年度において期中評価換え等が行われた減価償却資産についての記載は、評価換え等によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額7」の欄の上段に外書として記載します。この場合において、「差引取得価額9」の欄の記載に当たっては、その外書きした金額を「7」に含めて計算します。